



1. センターが行う 認証評価に関する考え方

認証評価の原理： 4つのポイント



1. **自己点検**評価と公表
認証評価のベース
2. **内部質保証**システム
教育の質保証、評価のトレンド
3. センターの定める大学基準
それに対する対応、特に**基準2**、**基準3**
4. 法人評価と認証評価

認証評価が始まるまで



教育制度の見直し

(新自由主義、市場原理、NPM)

1991年 大学設置基準の大綱化

1999年 自己点検評価の義務化

2004年 認証評価制度の発足

3

認証評価の始まり・二つの重要な事



大綱化・自己点検

■大学設置基準の大綱化

- ・カリキュラムなどは大学が自由に考える
- ・一般教育、外国語、保健体育

■自己点検評価

- ・大学は責任を持つ
- ・自己点検評価は義務化

4

認証評価機関（大学機関別認証評価）



- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 大学基準協会 | 2004年 |
| 2. 大学改革支援・学位授与機構 | 2005年 |
| 3. 日本高等教育評価機構 | 2005年 |
| 4. 大学教育質保証・評価センター | 2019年 |
| 5. 大学・短期大学基準協会 | 2020年 |



認証評価の重点は変化している



社会貢献、ガバナンス

■機能充実（大学の多様化、地域目線）

2006年 教育基本法改正（社会貢献の明示）

2011年 教育情報公表の義務化

■システム改革（大学ガバナンス）

2014年 大学のガバナンス改革

2020年 教学マネジメント

指針（3ポリシー、教学IR、情報公表）



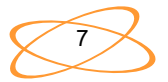
認証評価は・・・



■7年(以内)ごとに「認証評価機関」の評価を受ける

その結果、

- 評価結果を公表する
 - ⇒ 大学が社会から評価を受ける(判別)
- 評価結果を利用する
 - ⇒ 大学が自ら改善を図る(改善)



認証評価の法的根拠



学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(教育研究等)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けるものとする。



公立大学における評価の特殊性

地方独立行政法人法

第79条 ……認証評価機関の教育及び研究の状況についての
評価を踏まえることとする。



認証評価と法人評価の違い

	法人評価	認証評価
	Evaluation	Accreditation
評価目的	達成度評価	基準評価
評価手法	成果の評価	法令適合性の評価
評価対象	パフォーマンス評価	システム(PDCA)評価
計測	定量的	当初は定性的

法人評価と内部質保証の混乱 - 例示 -

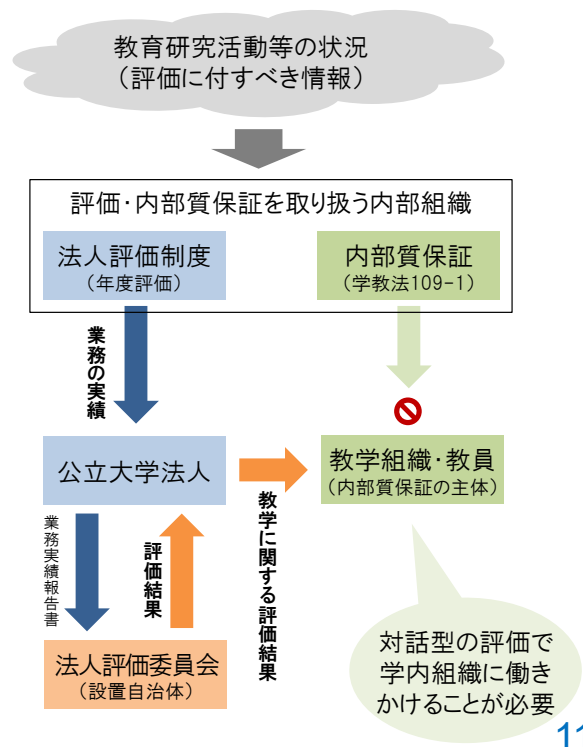
○ 限られた資源をもとに活動を行っている公立大学では、自己点検評価が法人評価を扱う組織において共に扱われがちとなる（これ自体に問題があるわけではない）。

○ 情報が、法令の定めにより提出期限も明確な法人評価（年度評価）のための資料に優先的に整理される。

○ 教育研究上の重要な分析情報が法人評価の評価結果に姿を変えた後に、学内の各部局に還流する。

○ 法人評価に示された指摘が、自己点検評価に先んじて外部からの改革圧力として作用してしまう。

○ 教育研究水準の向上に資するため自ら点検評価を行うという法の趣旨に即した対応が行われているかが重要。



最近では内部質保証が重視されている



内部質保証 (Internal Quality Assurance) とは・・・

大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。

内部質保証システムのチェックポイント



- ① 内部質保証に関する方針・手続の定め(規程)があるか？
- ② 内部質保証の推進に責任は誰が担うか、明確にしているか？
全学的な体制(メンバー構成)が組織図・規程等にあるか？
- ③ 評価事項ごとに内部質保証システムが組み込まれているか？
- ④ 教育・研究活動、自己点検・評価、財務等の情報公表が規程として定められているか？ 改善を促す仕組みになっているか？

13

内部質保証(教育課程)の評価



教育課程・学修成果

- ① 学位授与方針[DP]の公表
 - ・大学の理念・目的と[DP]の整合性はあるか
 - ・教育カリキュラムとの関係性は明確か
- ② [DP]と教育課程の編成・実施方針[CP]の公表
 - ・[DP]と教育課程の編成・実施方針「CP」に一貫性はあるか
 - ・[AP]に求める学生像、入学者選抜の実施方法などを記載しているか
- ③ [CP]に基づいた教育課程の体系化が行われているか
 - ・学生が身につける力との関係性を示しているか
 - ・学修成果を評価する方針が定められているか

14

内部質保証・教育課程の評価(2)



教育課程・学修成果

④ 成績評価、単位認定、学位授与方針の適切性

- ・公正で厳格な成績評価を行うシステムがあるか
- ・大学院での研究指導計画、学位論文審査基準等が公表されているか

⑤ 学生の学修活性化、単位の実質化、自主学修

- ・授業評価アンケートなどによる授業改善の仕組みがあるか
- ・学生が自ら把握できるか

⑥ 入学者受け入れ方針[AP]

- ・求める学生像、入学前に身につけるべき学修内容が示されているか
- ・入学者選抜における評価方法が示されているか

15

認証評価では当初システムを評価していた



「・・・定められているか？」

「・・・を示しているか？」

- ・規程に定めているか
- ・手順に不都合はないか
- ・PDCAを守っているか

⇒ システムを評価



最近は変わってきた

16

最近の内部質保証の評価では・・・



・システム・ガバナンス・マネジメント

内部質保証システム
大学のガバナンス
教学マネジメント

⇒ 機能しているか

・3ポリシーの整合性、学修成果の可視化

教育の質向上が**行われているか**

・学生の成長を促すために**改善されているか**

・人材育成としてFD/SDが効果的に**行われているか**

17

認証評価で重視される内部質保証活動



評価の視点は、年と共に変わっている

教育に関しては
学生目線(学修者本位)で考える

内部質保証システム
大学のガバナンス
教学マネジメント

⇔ 機能しているか評価(基準2, 3)

18

センターの内部質保証の評価



- ・ システム ⇒ PDCA
- ・ 教育 ⇒ 学生目線で考える
(学修者本位)

基準2、基準3では、**事例を使って**内部質保証システムが**機能している**ことを説明する。
特に、システムのPDCAの中で、**C, Aの記述**が重要。
(**どのような改善が行われたかを示す**)

19

【基準2】 教育研究の水準の向上

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価します。

情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを示します。

→ 大学全体の水準向上に向けた、考え方や実現へのプロセスを重視して評価します。どのような自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについて記述してください。

	第1期からの変更の方向性
1 自己分析活動の総合的な状況	○ 大学の内部質保証の方針に、取り上げた取組み(5つの事例)が、どのように位置づくのか、改善をどのように機能させようとしているのかを総括的に示す。 ○ 全学としての考え方や方針が十分に伝わらないような記述、例えば5つの事例の要約を示しただけのものは評価の対象とはならない。
2 自己分析活動の取組み	○ 「学修成果」「研究環境整備」の取組みを含め、5つの事例を示す。 ○ その取組みによってどのような改善がなされたかについての自己評価が記述されていることが重要。

基準2の点検評価ポートフォリオ

1 自己分析活動の総合的な状況

1 自己分析活動の総合的な状況

- 大学の内部質保証の方針に、取り上げた取り組み(5つの事例)が、どのような位置づくのか、どのように機能させようとしているのかを総括的に示す。
- 全学としての考え方や方針が十分に伝わらないような記述、例えば5つの事例の要約を示しただけでは、総合的な状況と認められない。

2 自己分析活動の取り組み

2 自己分析活動の取り組み

2 自己分析活動の取り組み

2 自己分析活動の取り組み

2 自己分析活動の取り組み

2 自己分析活動の取り組み

2 自己分析活動の取り組み

- 「学修成果」、「研究環境整備」の取り組みを含め、5つの事例を示し、内部質保証システム(PDCA)が機能していることを示す。
- その取り組みによってどのような改善がなされたかについての自己評価を記述する。(CA)

【基準3】 特色ある教育研究の進展

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価します。

特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを示します。

→ 特色ある教育研究の進展に関する考え方や実現へのプロセスを重視。特色ある取り組みについて、現状や課題も記述してください。

	第1期からの変更の方向性
1 特色ある教育研究の総合的な状況	○ 大学の理念や向かうべき方向などの方針のもとで、例示した5つの取り組みがどのように機能しているのかを総括的に示す。 ○ 全学としての考え方や方針が十分に伝わらないような記述、例えば5つの事例の要約を示しただけのものは総合的な状況にならない。
2 特色ある教育研究の取り組み	○ 大学として特色ある様々な取り組みを例示する。 ○ それぞれの取り組みの現状や課題についても示す。

基準3の点検評価ポートフォリオ

○ 点検評価ポートフォリオの構造に変更なし。

1 特色ある教育研究の総合的な状況

1 特色ある教育研究の総合的な状況

○ 大学の理念や向かうべき方向などの方針のもとで、例示した5つの取り組みがどのように機能しているのかを総括的に示す。

○ 全学としての考え方や方針が十分に伝わらないような記述、例えば5つの事例の要約を示しただけのものは総合的な状況と認められない。

2 特色ある教育研究の取り組み

2 特色ある教育研究の取り組み

2 特色ある教育研究の取り組み

2 特色ある教育研究の取り組み

2 特色ある教育研究の取り組み

2 特色ある教育研究の取り組み

○ 大学として特色ある取り組みを具体的に例示する。作られているシステムが機能していることを記述。

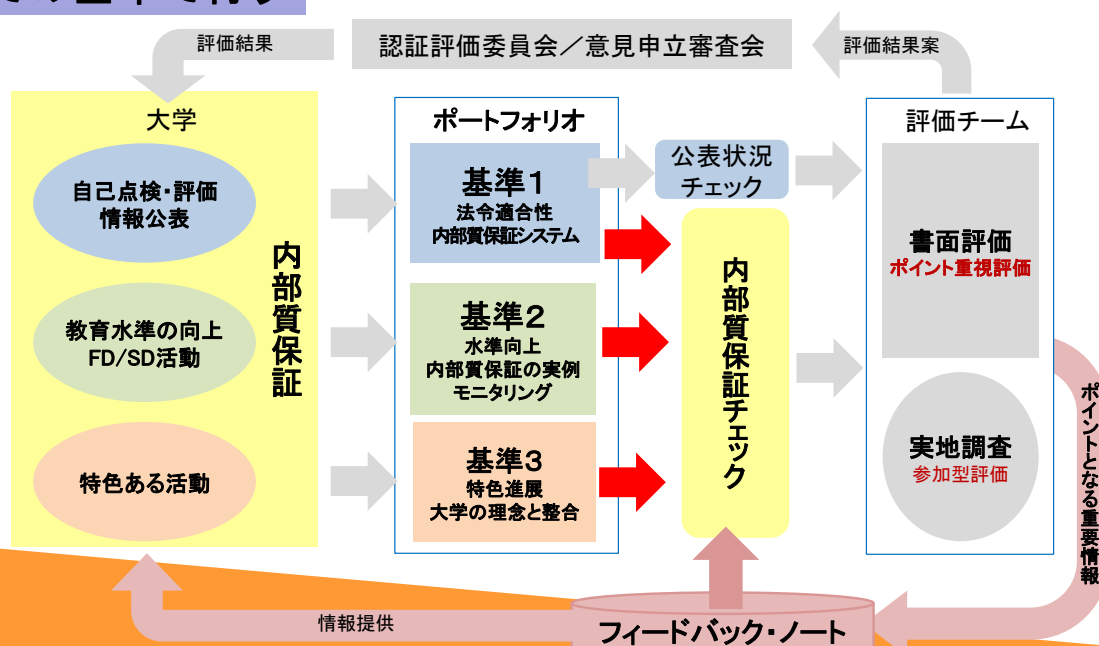
○ それぞれの取り組みの現状や課題などについても示す。

23

「評価センター」における内部質保証の評価



すべての基準で行う



24



大学教育質保証・評価センターの設立経緯

- 2012 公立大学の質保証に関する特別委員会を設置
○ 新たな評価機関の発足も念頭に検討開始
- 2013 公立大学政策・評価研究センターに改組
- 2014 大学評価ワークショップの試行実施
- 2015 ○ 公立大学法人評価に関する調査研究
- 2016 公立大学改革支援・評価研究センターに改組
- 2017 ○ 大学評価ワークショップの実施
○ 2018.3月認証評価機関の認証申請
- 2018
- 2019 8月21日認証評価機関として認証



【得られた知見】
公立大学法人評価の3つの実質化
1) 地方自治の精神がもたらす実質化
2) 公立大学の自律性がもたらす実質化
3) 対話がもたらす実質化



岡山県立大学など6大学で実施。
平成28年度の認証評価における活用

会員数及び認証評価実施大学数



- 会員数は81大学(2025.6現在)。
- 2024年度までの5年間で63大学の評価を実施。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1	沖縄県立芸術大学	茨城県立医療大学	大分県立看護科学大学	青森県立保健大学	愛知県立芸術大学
2	岐阜薬科大学	金沢美術工芸大学	大阪市立大学	石川県立大学	会津大学
3	公立鳥取環境大学	京都市立芸術大学	尾道市立大学	岡山県立大学	秋田公立美術大学
4	敦賀市立看護大学	新潟県立大学	神奈川県立保健福祉大学	京都府立大学	香川県立保健医療大学
5	長崎県立大学	横浜市立大学	北九州市立大学	群馬県立女子大学	岐阜県立看護大学
6	奈良県立医科大学		滋賀県立大学	県立広島大学	京都府立医科大学
7	名桜大学		静岡文化芸術大学	神戸市外国語大学	釧路公立大学
8			下関市立大学	神戸市看護大学	札幌医科大学
9			高崎経済大学	公立小松大学	山陽小野田市立山口東京理科大学
10			千葉県立保健医療大学	公立諏訪東京理科大学	長野県立大学
11			長岡造形大学	公立千歳科学技術大学	奈良県立大学
12			長野大学	札幌市立大学	新潟県立看護大学
13			名古屋市立大学	富山県立大学	福島県立医科大学
14			福岡県立大学	新見公立大学	福知山公立大学
15			福山市立大学	兵庫県立大学	
16			前橋工科大学	福井県立大学	
17			宮崎県立看護大学	山形県立保健医療大学	
18			宮崎公立大学	山口県立大学	
19			和歌山県立医科大学		
	7大学	5大学	19大学	18大学	14大学

27

大学教育質保証・評価センターの認証評価の目的と基準



- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みの実質化を促すこと



3つの基準からなる大学評価基準を定め、これに基づいて評価を行う。

28

■ 3つの評価基準

基準1: 法令順守チェック

10項目による基盤評価

基準2: 水準向上の評価

内部質保証システムを使っている事例、記述による評価

基準3: 大学の特色評価

大学の理念との目的適合性、参加型評価(評価審査会)

29

大学評価基準 基準1 基盤評価

基準1 (法令適合性の評価)

学校教育法施行規則、大学設置基準等に適合している
(細目省令第1条第1項1号)

「細目省令」に定められている項目を基にした法令適合の評価

30

「評価センター」の評価基準 基準1 法令適合性

「細目省令」を基に定めた評価項目（10項目）

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること
- ロ 教育研究実施組織に関すること
- ハ 教育課程に関すること
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

大学評価基準 基準2 水準向上

基準2（水準向上の評価）

- ・学修成果の適切な把握及び評価
- ・継続的な研究成果の創出のための環境整備
(細目省令第1条第1項2号)

大学の教育研究の水準を向上させる取組み

- ・適切なモニタリングを行っているか
- ・内部質保証が機能していることを示す事例になっているか

大学評価基準 基準3 大学の特色進展



基準3（特色進展の評価）

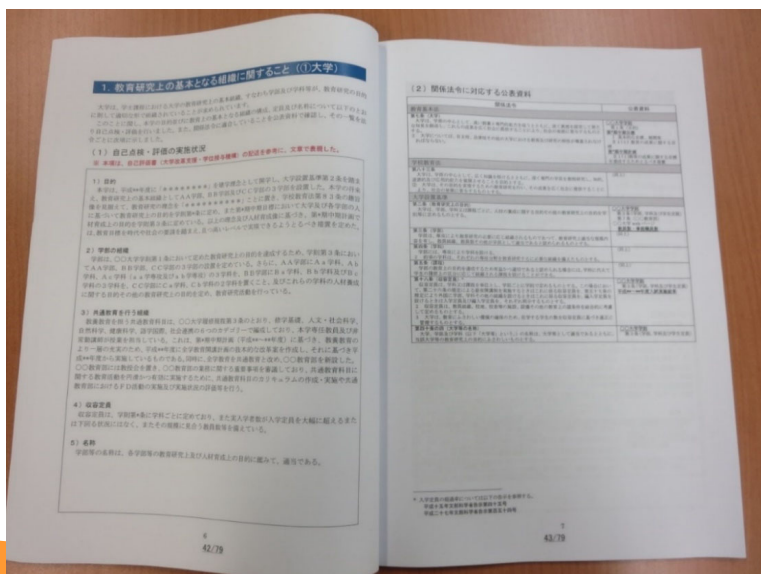
大学における特色ある教育研究の進展に資する観点の評価 （細目省令第1条第1項3号）

大学が行う特色ある教育研究の取組み

- ・大学の理念・ポリシーに適合した取組み
- ・大学の特色ある取り組みを進展させているか
- ・大学として、組織的にやっているか

33

「評価センター」の点検評価ポートフォリオ



自己点検評価書ではなく

情報公表を前提とした
簡潔な自己評価(メタ評価)

34

「評価センター」の認証評価 基準3



基準3に記述した取組み事例から実地調査時に
ステークホルダー参加の「評価審査会」を実施

ワークショップ型の意見交換



- 大学の特色ある取組みに関するプレゼンテーション
- 評価委員、教職員、学生、設置団体職員、住民などの
ステークホルダーの参加
- ディスカッション、意見交換

35

認証評価の原理： 4つのポイント



1. **自己点検**評価と公表
認証評価のベース
2. **内部質保証**システム
教育の質保証、評価のトレンド
3. センターの定める大学基準
それに対する対応、特に**基準2**、**基準3**
4. 法人評価と認証評価

36